二　登録附属品製造業者の名称又は商標（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品に限る。）

三　作動温度の名称に関する記号（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品に限る。）

四　充塡すべき高圧ガスの種類（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあっては記号　ＣＨＧ、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置される附属品にあっては記号　ＣＮＧ、国際相互承認圧縮液化ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあっては記号　ＬＮＧ）

五　最高充塡圧力（記号　ＭＦＰ、単位　メガパスカル）及びＭ（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置する附属品に限る。）

六　公称使用圧力（記号　ＮＷＰ、単位　メガパスカル）及びＭＰａ（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）

別表（第二条関係）

一　規則第二条第四号イ及び同条第五号イの経済産業大臣が定める国	ドイツ連邦共和国、フランス共和国、イタリア共和国、オランダ王国、スウェーデン王国、ベルギー王国、ハンガリー、チェコ共和国、スペイン、セルビア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、オーストリア共和国、ルクセンブルク大公国、スイス連邦、ノルウェー王国、フィンランド共和国、デンマーク王国、ルーマニア、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ロシア連邦、ギリシャ共和国、アイルランド、クロアチア共和国、スロベニア共和国、スロバキア共和国、ベラルーシ共和国、エストニア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア共和国、ブルガリア共和国、カザフスタン共和国、リトアニア共和国、トルコ共和国、アゼルバイジャン共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア連邦、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス共和国、マルタ共和国、大韓民国、マレーシア、タイ王国、アルバニア共和国、モンテネグロ、サンマリノ共和国、チュニジア共和国、ジョージア及びエジプト・アラブ共和国
二　規則第二条第四号ロ及び同条第五号ロの経済産業大臣が定める国	ドイツ連邦共和国、フランス共和国、イタリア共和国、オランダ王国、スウェーデン王国、ベルギー王国、ハンガリー、チェコ共和国、スペイン、セルビア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、オーストリア共和国、ルクセンブルク大公国、スイス連邦、ノルウェー王国、フィンランド共和国、デンマーク王国、ルーマニア、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ロシア連邦、ギリシャ共和国、アイルランド、クロアチア共和国、スロベニア共和国、スロバキア共和国、ベラルーシ共和国、エストニア共和国、モルドバ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア共和国、ブルガリア共和国、カザフスタン共和国、リトアニア共和国、トルコ共和国、

［新設］

二　充塡すべき高圧ガスの種類（記号　ＣＨＧ）

［新設］

三　最高充塡圧力（記号　ＭＦＰ、単位　メガパスカル）及びＭ

［新設］